

会議記録

会議名称	令和5年度第3回 杉並区外部評価委員会
日時	令和5年11月7日(火) 午前9時20分～午前11時37分
場所	中棟4階 第2委員会室
出席者	<p>委員 岩下、奥、高山、田淵、山本 区側 区政経営改革担当課長、企画調整担当係長、企画調整担当職員 ○施策6 交通施策担当課長、交通企画係長、土木管理課長、 自転車対策係長、杉並土木事務所長、街路灯係長、教育委員会事務局 学務課長、学事係長 ○施策15 高齢者施策課長、高齢者在宅支援課長、介護保険課長、 地域包括ケア推進担当課長、高齢者施策課管理係長、 いきがい活動支援係長、施設整備推進担当係長、 施設整備推進担当主任、高齢者在宅支援課管理係長、 高齢者在宅支援課管理係主査、施設入所係長、施設入所係主査、 地域包括ケア推進係長、地域包括ケア推進担当主査、 介護保険課管理係長、介護保険課指導係長、介護保険課指導係主査</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・座席表 ・ヒアリング対象施策評価表及び施策を構成する事務事業評価表
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 本日の予定 2 現地視察 <ol style="list-style-type: none"> (1)シェアサイクル等(施策6) 3 所管課ヒアリング <ol style="list-style-type: none"> (1)施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備 (2)施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○第4回外部評価委員会(所管課ヒアリング)

○区政経営改革担当課長 それでは、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

本日は、委員5名、全員にご出席いただいておりますので、本会が有効に成立していることを、最初に報告いたします。

さて、本日は、最初に施策6関連の現地視察を行い、その後、区役所中棟第2委員会室にて、施策6、施策15のヒアリングを行う予定です。

また、ヒアリング同様、視察の様子も、記録のため、写真を撮影させていただきます。予めご了承くださいと存じます。

(現地視察)

○○会長 それでは、令和5年度の第3回目外部評価委員会のヒアリングを実施したいと思います。本日は公開で所管課ヒアリングを行うということでございまして、まず施策6の「誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備」、まずは所管課の都市整備部管理課から、概要を7分程度でご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○交通施策担当課長 まず、私のほうから全体の概要をご説明いたします。

施策6の中で、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境を形成するために、今回の総合計画、実行計画において、M a a S等の新しい移動サービスの活用を視野に入れて、既存のバスや電車等、公共交通と徒歩、自転車のつながりを高め、また、交通安全施設の整備やシームレスな移動サービスの充実について取り組んでございます。

この施策を構成する実行計画事業としましては五つございまして、1、次世代型交通まちづくりの推進、2、自転車安全利用の推進、3、自転車等放置防止対策の推進、4が交通安全施設の整備、最後に街路灯の整備ということで、五つ位置づけてございます。

この目標に向けた施策指標の現状と目標値ということで、交通の便が良いと思う区民の割合、できるだけ徒歩・自転車・公共交通を使って移動している区民の割合、そして区内における交通事故の件数、区内における自転車関与事故の件数ということで、四つの指標を定めてございます。

概要としましては以上になります。

○○会長 それでは、まず、主としてご担当いただくことになっております○委員のほうからご質問をさせていただいて、後ほどまた各委員から質問をしていただきたいと思います。

それでは、○委員、よろしくお願いいたします。

○○委員 ご回答いただきまして、ありがとうございます。質問項目1から順番に確認させていただきます。

まず一番上の施設全般というところで、活動指標が二つあって、成果指標が四つある。そして、その対応づけというんですかね、施策目標の一番上にAIとかIoTで多様なライフスタイルというのがあって、2番目に自転車の利用に関する、交通事故を減らすということと、3番目に安全、環境面で交通安全施設の整備を進める。

で、この3番目のこの交通安全施設の整備について、活動指標にないわけですよね。成果指標のほうとどうひもづけるかというところで、本来の趣旨というのは活動指標を定めて、その結果がどうかというので成果指標を定める。それを連携、リンクしているかどうか、そういうところを見るのがここの目的だと思うのですが、交通安全施設の整備については活動指標もなくて、成果指標だけあるというか、そのひもづけができていないので、そういう意味では、的確にその結びつきがなされていないのではないかと。

例えば成果指標で交通事故件数がどうかというと、年々増えているわけですね。それでは、この年々増えているところに対して、活動指標がこうだから、もっと直さなくてはならないというひもづけにならないと、この意味がないと思うんです。そういう形でひもづけというか、関連性が担保されているというか、分析されているのかどうかと。そういうところが少し疑問点で、回答のところでも、交通安全施設の整備について、整備効果が限定的なので成果が見えにくい。一方、交通安全施設の整備を進めることによって、特定の箇所の安全性が高まって、その結果として事故の減少につながるという意味では、今の指標で問題ないということなのですが、まさに交通事故の多い少ないというところの、ほんの一部の施策だということと、その成果指標を、あまり広く設定すると、それに対してどう対応していくかというところの関係性が見えないという感じになってしまうと思うのです。

ここについては、もうちょっと、成果指標についても、交通事故の中で、こういう原因とか、件数でひもづけるなど、そういう形でもう少し狭めて成果指標を定めないと、うまくこのシートが役立っていないのではないかとと思うのですが、まず、その点はどうでしょう。

○杉並土木事務所長 確かに委員おっしゃるとおり、ひもづけは大事だと思います。ただ、交通安全施設というのは、こちらでもご回答させていただいたように、箇所とか、例えば死亡事故現場があった場合、そこでどう対策を施すかは極めて限定的で、区全体としてどう捉えていくかというのは非常に、抽象的というか漠としているというか、そういう状況です。委員が、今、原因とか、そういうところからひもづけられないかということも

ご指摘いただきましたので、少し検討をさせていただければと思います。

〇〇委員 はい。よろしくお願いします。

次に、二つ目はパーセンテージの話なのですが、この整理番号383の放置自転車のところで、放置率の目標が今年3%で実績3%で来年も3%になっていますけども、徐々に下げていくという目標なのか、3%で取りあえず目標を達成しているという意味なのか、その辺はどうなのでしょう。

〇土木管理課長 目標値、パーセントの設定については、その現状を鑑みながら、どの程度が適切かというところで計画しているような状況でございます。岸本区長については、撤去をしないで済むまちというようなお考えもありますので、将来的にはこの数値がゼロになればいいというのを考えていますが、なかなかゼロという数字の設定自体は現実的ではないのではないかとというのが一方ではありますので、現況ではこのような数値で設定している状況でございます。

〇〇委員 だから、要は、3%というより、3.7%が現状なので、3.5%にするとか、やっぱり下げていく方向性を目指すならば、そういう形でもうちょっと小数点まで入れて、徐々に下げていく。ゼロというのはなかなか難しいわけなので、徐々に下げていくというような目標設定をして、だんだん改善していくというようにしていったほうが有効ではないかと思われるのですが、どうでしょう。

〇土木管理課長 はい。そうですね。委員お話しのとおり、数字がどんどん細かくなっていってしまうというところもありますけれども、ちょっとその辺については、検討させていただきたいと思います。

〇〇委員 よろしく申し上げます。続いて整理番号408です。活動指標(2)で修理件数の目標が大体1,020とか1,019、令和3年は1,019で実績が782件。令和4年度は516件と、減っているわけですね。この理由というのは、もうLED化したので、修理の発生頻度が減っているというのはいま分かっているわけなのに、目標数値が高い数字で、かつ令和5年度も同じ数字になっているわけですね。だから、目標値の設定の意味が、あまりなくなっているということで、実績に合わせて目標値を変更していく必要があるのではないのでしょうか。どうでしょう。

〇杉並土木事務所長 こちらのほうに回答させていただきました。結論としましては、実績数値を基にした計画数値に変えていこうと思っております。ただ、こちらは、令和2年度の実績は3%でございますが、令和元年度は4%、平成30年度は5%、LED化の初期の

灯具は、まだ安定化した傾向ではなかった状況でございます。ということで、ここの数年、4%という形にさせていただきました。したがって、先ほどお話しさせていただいたとおり、今回実績に合わせて、だんだん器具も安定化されてきたことにより、そのパーセントを2%とか3%とか、実績に合わせていきたいと思っております。

〇〇委員 今話したのは、実績が4%とか言いましたか。

〇杉並土木事務所長 はい。令和元年度は。

〇〇委員 元年度ですね。

〇杉並土木事務所長 ええ。こちらの、2年度の成果指標は3%ですね。実は令和元年度は修理率が4%、平成30年度は5%、これはLED化だけではなく、その他のランプの故障もあるのですが、LED化の灯具もまだ安定していなかったということもありました。この今の2%とか3%の実績となってきたのは、ここ数年のことでございます。そういうことも含めまして、4%ということをやっと目標として掲げていましたが、今後は、明らかに減少しておりますので、その実績を踏まえた計画数値にしていきたいと思っております。

〇〇委員 はい、分かりました。

続いて、質問項目5番ですね、同じ整理番号408ですが、その故障、稼働率は、365日掛けてやっています、修理には1日しかかからないと。この件数からして、街路灯修理件数の実績は516件で、その分母となる街路灯の管理数というのは2万5,000ぐらいあって、それに365日を掛けたら900万ぐらいの数字に対して516件とか、結局、もうほとんどゼロに近いです。その計算でいくと故障率がゼロに近くて、成果指標の街路灯稼働率が100%に。この、修理の件数、目標は、実績から考えると、100というのはほぼ確実な数字というか、そのまま計算で出てきてしまうような数字を目標に設定していますけど、意味が逆になるのではないかと。そもそも、最初から100というのは分かるわけですよ。ですので、違う目標値にしたほうがよろしいのではないかとと思われるのですが、どうでしょうか。

〇杉並土木事務所長 今回ご質問いただいているのが、100%、街路灯が故障してから修理が完了するまでの日数の総数にすべきと思われるが、ご意見、ご見解はということについて、お答えさせていただきました。多くが灯具の故障というよりも、球交換ですね、蛍光灯の故障とかが主でございます、そういうものにつきましては、まずは、ご連絡いただいたらその日もしくは翌日ということで、1日としています。灯具の故障というのは、あることはあるのですが、そしてその交換には数日かかることもありますが、基本、多くを占める球交換であり、LED化されていくとそれも減ってくるということもあ

して、今回このような数字にさせていただいたということでございます。

また、この稼働率につきましては、区の実績として、常に街路灯がどれほど健全に点灯しているかを示すものと考えさせていただいているところでございます。

〇〇委員 結局、100%というのはもう、変動しないような目標なわけですよね。区民に100%稼働しているというのを示したいという意図があるかもしれませんが、逆にこの活動と成果という、そのの意味合いでいくと、どんどん改善していこうというところで目標を設定していかないといけないので、当然100%となることが分かっている目標では、あまり改善方向に向かっていかないのではないかな。そういう意味では、より改善しなくてはならないところについて活動指標と目標を設定されたほうがいいのではないかなと思っっているのですが、どうでしょう。

〇杉並土木事務所長 はい。委員にご指摘いただきました、具体的に区としてどのような街路灯の維持管理の見せ方がよいか、改善も含めて少し検討させていただければと思います。

〇〇委員 よろしくをお願いします。

続いて整理番号409ですね。こちらの活動指標の街路等の新設と成果指標のその整備率というのが、結局は同じことを、見せ方を変えているというようなことなので、ここについては改定されるということですが、なぜそういうふうに行っているかというのを、毎年実施の事業量の変化に着目するためということが書いてあるのですが、その意味合いというのは、率にすると見やすいという意味なのですか、この変化に着目するという。

〇杉並土木事務所長 こちらで回答をさせていただきましたが、実行計画で、目標数値、計画数値が定まっている中で、どれほど計画どおりに進んだかというのを示したもので、これを数値とパーセントで置き換えさせていただいたものです。ただ、委員ご指摘のとおり、数値か率かと、どっちにせよ同じことでございますので、こちらに書いたとおり、成果指標等を変えさせていただきたいということでございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

それからもう一つ、質問項目7番で、LEDの器具の随時交換、既存の器具が故障した場合に随時交換しているというのがあって、その目標値より実績値のほうが上回っているとあるのですが、この随時交換というのは、もう、毎年発生するというのは分かっているわけですよね。それを実績に入れるのであれば、やはり目標にもそれを入れておかないと、おかしいのではないかな。だから、目標と実績という意味でのその対応関係として、随時交

換というのも実績に入れるのであれば、目標にもその見込みを入れて比較していくべきではないかと思うのですが、どうでしょう。

○杉並土木事務所長 はい。この件につきましては、この維持補修の一環として、LED器具に随時というのは、計画的に交換ではなくて、LED以外の従前の灯具が故障した場合、LEDに交換するという事で、計画数値ではないです。そういう意味で、こちらの数値で計上させていただいています。計画数値というのは、こちらがあくまでも計画した、LED化ということで、ほかに器具が故障したということについて、それを維持補修の一環として直したということで実績の総数になっています。維持補修の件数について、計画数値で表しにくいというふうに捉えてございます。

○○委員 そうなると、実績が多かったから、どうだったかという、そういう感じで分析できないわけですね。だから、意味を持たないというか、計画の分のものだけで比較するならまだいいのですが、計画のほうは計画の部分だけで、実績には故障も入っていて、この実績が上回ったことについて、何が悪かったのかという分析ができないですね。計画100が実績151になったことを、どういうふうに、解釈しようとしてされているのか。

○杉並土木事務所長 具体的に申しますと、こちらが維持補修をしている、予想しているものよりは、実績、実際はLED化することによって、器具交換をされて、照明の維持管理が適切に行われたということを示したいというふうな感じでございます。

○○委員 これは、もう一度確認ですけど、LED、この100というのが、3、成果でいくと、整備率のその前のでいくと、改修率、だから、実際に計画よりも別に改修するというのはある程度あるわけですね、毎年。だから、それについても計画しないといけませんよね。それは実際にコストとしても出てくるわけですね。

○杉並土木事務所長 確かに灯具交換というのは、故障したからというのがありますし、あと移設等をした場合、その従前のものを移設する、例えば地先のご要望とかによって移設する場合もございまして、そういうときに古いものを柱とともに移設していいのか、新しいものを変えて、灯具も一緒に変えてしまうなど、突然、行うものもあつたりして、なかなか計画化とか予想を立てるのが難しい部分もあります。

今後、この地先の関係で移動させる、これは承認工事と申し上げるのですが、そういう実績等も踏まえて、どれほど反映できるか、少し検討させてください。

○○委員 よろしくお願ひします。

次に、質問項目8番のところ、整理番号410です。これの成果指標（1）の私道街路の

修理率ですか、これ、計画が7%で実績が5%とか4%という傾向なのではけれども、そのギャップというのは、ご回答ですとLEDで長寿命化したことによって、計画より実績が少ないということですよ。そうすると、もうその傾向が出ているので、この計画値も本来それに沿って変えなくてはならないと思うのですが、どうでしょうか。

○杉並土木事務所長 はい。これも先ほどお答えしたところにつながるのですが、LED化は、当初、器具が不安定だったこともあり、修理率が高かった、安定していなかったという部分があります。ここ数年、3%とか4%とかになってございますので、計画数値のほうは見直していきたいと思っております。

○○委員 よろしくお願ひします。

次の質問項目9番ですけど、整理番号410。これはちょっと検討いただくということで、前向きなご回答を頂きましたので、続いて、じゃあ質問項目10番ですね。整理番号411のところ、活動指標と成果指標は前にも出てきましたけど、実質同じだということで、これも変えていただけると検討いただけるということですので。

あと、次、整備番号414。これも同じですね。活動指標と成果指標が同じということで、質問項目11番のご回答の「しかし」以下、今後はより適切な指標とするために、1年間で新設・改良した道路の反射鏡や自発光式交差何とかの数を活動指標としますとあって、また、その要望に応えるために、成果指標は新設要望に応えた割合、この「新設要望に応えた割合」というのはどういう式になるのですか。

○杉並土木事務所長 はい。ここに具体的に示してございませんが、主に反射鏡等の交通安全施設というのは、区民からのご要望とか、あと交通事故の発生現場とか、そういうところから設置していくものが多いございまして、その要望に対してどれほど設置できたかということを経験値としてまいりたいと思っております。

○○委員 分かりました。

私のほうからは以上です。

○○会長 はい。ありがとうございます。

時間がまだかなりありますので、ほかの委員の先生方から、何なりと。ありますか。

○先生。

○○委員 よろしいですか。ありがとうございます。

放置自転車についてお伺いしたいのですが、整理番号383、この評価シートの表で、受益者負担分の金額が入っていますが、この受益者負担として計上されているのは、

そもそもどういうものなのかというところを、その内訳というか、返却の際に取りに来た人から徴収する分なのか、その詳細を教えてくださいというのが1点です。

それから、撤去台数は活動指標に入っているのですが、その撤去したうち返却したのがどれぐらいで、取りに来なくて処分されたものがどれぐらいなのかということと、それからその処分する、処分といっても、これは有価物として売却もできるのではないかと思います。自転車の場合は、そうすると売却益も出てくるのではないかなと思ひまして、その辺りもお伺いできればと思います。

それと関連して、裏面のほうに、主な取組で、撤去・返還・処分業務で、これ、9,000万を超える金額が入っていますが、今の伺ったこととこの事業費との関係というところも確認させていただければと思います。

以上です。

○土木管理課長 まず受益者負担ですが、こちらについては、放置自転車を撤去した後に、それを返還するとき、1台当たり5,000円の手数料を頂いています。実際は5,000円以上の経費がかかっている状況なのですが、あんまり実態に合わせて返却するための手数料の金額を上げてしまうと、今度は取りに来ないで新しいものを買ってしまうというところもあるので、5,000円というところで今は抑えている状況です。

返却と処分の台数ですけれども、令和4年度では、返却した台数が4,761台で、再利用、売却したものが1,786台となっています。あとは、廃棄しているものが1,113台という状況です。

売却は確かにしてございます。金額は今手元ですぐ出てこないのですが、売却できるものについては売却して、その分については収入ということで見込んでいる状況です。

○○委員 はい。事業費というのは、その収入分を引いて、区のほうから持ち出した金額ということなのですか。

○土木管理課長 裏面の取組、主な取組のところの事業費については、単純に歳出をそのまま計上しています。先ほどの自転車の売却ですとか、あとは、撤去した後の返却のときに頂いている手数料といった歳入についてはこれとはまた別にあるような状況です。

○○委員 分かりました。ありがとうございました。

そういう数字をもう少し正確に出していただいて、撤去・返還・処分業務だけでも9,000万円以上かかっているわけですね。区民の皆さんが放置自転車をするとということに伴って、区からこれだけのお金が出ていっているのですよということを、正確な数字も

含めて出していただいで広報していただくということが、放置自転車を防止していくという上ではむしろ効果があるのかなと思います。放置自転車をやめましょうとかステッカーを貼るとか、そういうのもいいのですが、やはり数字でしっかり出していただくという事のほうが説得力はあるかなと思ひまして、ぜひ、ご検討をお願いできればと思ひます。

○土木管理課長 はい。確かに放置自転車をなくすにはどうすればいいかというのは大変悩みどころでございまして、今、委員からご提案があったように、なるべく分かりやすい形で、どうやって見せていったらいいかというのは今後考えていきたいと思ひます。

○○会長 ほか。

じゃあ、○委員。

○○委員 はい。ご説明ありがとうございます。

最初に○委員からあった質問項目1番のところの指標の関係、こちらに関しては、私も○委員ご指摘のとおりだと思ひています。そのときに、区全体として捉えるのは漠としているので、成果が見えにくいというご説明があったかと思ひのですけれども、それは社会指標を成果指標にしているからなんですね。ですので、整理番号412、413でも交通事故件数の減少件数ですとか、あと464、小学校の登下校時に交通事故に遭った児童数とか、そういう形で社会指標を成果指標にしてしまうと、外的要因が大き過ぎて漠としてしまうのですね。

ここは施策の評価なので、区が取り組んだことに対する成果という観点で見えていく必要があるので、今、提示されている社会指標に関しては、参考値として頭の中には絶対入れておいていただきたいデータではあるのですが、事務事業のレベルでこれを目指しても外的要因が大き過ぎてしまうので、もう一度、指標に関しては見直されるといいと思ひます。

その見直しの際の参考として、先ほどからも質問がいろいろあった、例えば、街路灯がどれだけ整備されているか、整備率。これに関しては、整理番号408、409、410、411の事業で、しっかりやったことによる成果ですよね。それは、施策を構成している事務事業に対して、その事業が適切だったかという観点でも評価ができる指標になるので、施策の指標として、例えば街路灯の整備率、あるいは自転車の放置率に関しても、整理番号382、383、384、385までですか、385まで、これらの事業がしっかりできて初めて自転車の放置率が下がってくる。それによって、区民の皆さんが安心して、道路を利用できたり、そういう形で、安心・安全につながっていくわけですね。それが、区ができることなので、それがしっかりできているかというものを測れているかというところを施策評価で見えて

くということ。その視点で、もう一度指標の設定を見直されるといいのではないかと思います。

それから、施策目標1番の新しい移動サービスの利用に関して、すぎ丸の利用者数ですか。現状の活動指標(1)にある協議会の開催数、これは事務事業評価の活動指標であって、これが施策評価の指標になることはないですね。そこで出た成果がちゃんと活きているかというのを施策で見るので。ですので、そういった観点でもう一度指標を見直されるといいと思います。

あともう一点。結構片仮名ワードが多いですよ、アルファベットも含めて。そういったワードの説明も少しあってもいいのかと。「グリーンスローモビリティ」ですとか、「オンデマンド」もそうですし、そういったものに関しても、特記事項のところに説明があると、ご覧になった区民の皆さんに分かりやすいと思いました。

以上です。指標のところでは何かコメントがあれば、お願いします。

○交通施策担当課長 はい。指標については、今、いろいろ様々なご指摘を頂きましたので、改めて各課において検討を深めたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

グリーンスローモビリティに関しても、国が出しているワードではあるのですが、かなり横文字になりますので、区民の方により分かりやすい表現に留意したいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○○会長 はい。1点だけちょっと気になっていたのは、○委員はおっしゃらなかったのですが、整理番号464、登下校時に交通指導等をされているのでしょうかけれども、実際、交通事故は結構発生しているのですよね。毎年、4年度だと10件とか。気になるのは交通指導を行っていた過程にもかかわらず起こっているのか、たまたま交通指導員等がない、要するに時間帯がかなり不規則なところで起こっているのか。不規則なところで起こっているとすれば、それに対する対策を何か講じないと、幾ら目標はゼロにしても、その達成は難しいですよ。

そこら辺でちょっと気になるのは、全部、これは委託になっているのですが、委託先というのは地元事業者に限らないと思うのですが、どういうところかという、2点確認させていただきたいのですが。

○学務課長 今ご指摘いただきました、まず委託先につきましては、シルバー人材センターにお願いをしているものでございます。

それから事故の状況なのですが、様々ございますが、必ずしも交通安全指導員がいると

ころというのではなくて、本当に家から出たところで、マンションから飛び出したところ
に自転車が走ってきてしまったですとか、あと普通の交差点の横断歩道になっているところ
を渡っているところに車が入ってきてしまうですとか、あと自転車が突っ込んできてし
まうですとか、そういったことで、中には安全指導員がいるところでも飛び出してしまう
というような事故もございましたが、指導員が配置されていないところで事故に遭ってし
まうというような事例が多いと見ております。

それに対する対策ということになりますと、今、例えば歩道に色を塗るですとか、車や
自転車にとっても安全に配慮していただけるような体制をつくるですとか、また、ガード
レールはなかなか設置ができるケースというのは多くはないのですけれども、そういった
ものを設置するですとか、あと指導員の配置の場所についても、ちょっと事故が多いとこ
ろですとか、あと見通しの悪いところに場所を変えていくですとか、そういったことも検
討しながら対応しているところでございます。

〇〇会長 私が住んでいるのは別の区なのですが、結構PTAの方が横断歩道等とかに
待機されているのもあるので、シルバー人材センターの活用というのも当然これは別の観
点から必要だと思うのですが、子供安全ボランティアというような制度というのは別途あ
って、1万4,000人の方がおられるわけなので、何か通常のことを淡々とやっているだけ
ではなく、子供の事故の程度がよく分からないのですけども、非常に軽微なものが多いの
だと思うんですが、むしろもう少し何か具体的な対策を考えてもいいのではないかという気
がしましたが、状況はよく分かりましたので、頑張ってくださいと思います。

それと、スクールバスを開始したとかというのは、初めてのことなのですが、これは
何か通学時間が長いのですか。

〇学務課長 はい、そうですね。富士見丘小学校が、もともとあった場所よりも南のほう
に移転をしましたので、上高井戸一丁目の一番南のエリアからですと、実際に歩いていく
と2キロ弱の距離になりまして、さらに大きな幹線道路を渡らなければならないというこ
とで、スクールバスを試行的に走らせてみているというところですよ。

〇〇会長 終業時間が違うので、何回もやるということですか。

〇学務課長 朝は2便というか、同じ時間に2か所のバス停から出発しまして、2便という
ことになります。帰りは時間で、低学年1年生から3年生で授業の終わる時間が違いますの
で、それに合わせているということです。

〇〇会長 例の放課後の児童クラブ等は、通っている人は、どうなるのですか。

○学務課長 帰り、学童クラブは歩いて移動をしていただいて、そこから歩いて帰っていただいているのですけれども、来年は学校の中に学童クラブが移転をするという予定でございまして、移転をした後は、学童クラブが終わった後、またバスで帰ってくるというような予定でございます。

○○会長 ありがとうございます。

ほか、先生、一言ぐらい。

○○委員 はい。ありがとうございます。

整理番号410、411、民有地の街灯ということが出てきまして、こちらの区の特徴なのかなと思ったところなのですが、民有地について、コメントを拝見しますと、町内会、自治会が所有と書かれていますが、どういうものであって、そして区でそれを負担する、電気代の負担と改修と補修ということを行うようになっているのかということについて、どういういきさつなのかということ、もしよろしければ教えていただければと思います。

○杉並土木事務所長 この民有地というのは、主に私道でございます。公道、区道等に関しては、道路管理者である区が、交通の安全、防犯等の観点から街路灯を設置してございます。一方、私道につきましては、所有権がおのおのの私人になっている場合が多く、区はその道路管理者ではありません。区が何の権利も権限もないところに、交通の安全、防犯性の向上という観点で設置をしたい、どういうふうに設置すればよいかというところを、当時検討したものだと思えます。

そして、その設置者というのは地元の方々、いわゆる自治会さんとか、ほかにある程度灯数がまとまったら、何とか会さんとかというのをつくっていただいて、そこがあくまでも設置者になっていただきます。ただ、維持補修、電気代につきましては、区民の安全・安心確保のために、助成として、もしくは補助金として、区が関わらせていただく。ですので、実質、その私人、いわゆる私道の管理者とか通行人の方、自治会さん等が費用を負担するという事はない。それはあくまでも区民の安心・安全確保のためで、区の施策として実施するものでございます。

○○委員 はい。ありがとうございます。そうすると、今回、街灯のところを拝見したわけなのですけれども、道の補修だとか、先ほどおっしゃっていた危険な部分であるとか、そのことについても同じようなスキームの中で何か区が関わる事というのは可能な状況なんでしょうか。

○杉並土木事務所長 はい。私道の維持管理につきましては、急な、何というのか、陥没

みたいなものは、応急措置は地権者さんとかの了承を得られれば行います。あとは私道の舗装や大きな改修等は、申請に基づいて地権者の了解が得られた後に、区が助成金として行う制度がございます。

〇〇委員 そうなのですね。はい。ありがとうございます。

〇〇会長 よろしいですか。

(なし)

〇〇会長 はい。それでは、時間が参りましたので、ほか、特に追加があれば、また事務局を通じて、それぞれ先生方から質問を事務局のほうにお伝えするという事にしたいと思っております。

それでは、この施策についてのヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。ご多忙中ありがとうございました。

(施策6：所管課職員退室)

(施策15：所管課職員入室)

〇〇会長 それでは、ただいまから施策15の高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援についてのヒアリングを行いたいと思っております。

最初に、所管課の高齢者在宅支援課のほうから、概要等につきまして7分程度を目途にご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〇高齢者在宅支援課長 私からは、施策15、高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の促進についてご説明をさせていただきます。

この施策は、高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、3課による37の事業が挙げられております。施策15の目標ですが、四つ目標がございまして、一つ、高齢者がいきがいを持ち、自らが地域社会や介護の担い手となり、支え合いながら生活しています。2に、認知症の方が地域の一員として自分らしい生活が続けられています。3として、介護サービスの基盤整備が進み必要な時に必要なサービスが受けられ、高齢者が安心して生活ができるようになっています。また、多様な住まいの選択肢が存在し、高齢になっても自らが希望する生き方が選択できるようになっています。最後、4、介護人材が充足され、継続的に介護サービスを提供できる環境が整っています。また、介護ロボット等の導入が進み、介護スタッフの負担軽減が図られています。この四つの目標を掲げ、活力ある高齢社会と地域共生の実現を目指しております。

施策15の事業内容ですが、現在、令和5年1月1現在の区の総人口は57万786人で、そのう

ち高齢者、65歳以上の高齢者人口は12万191人、国の総人口に占める高齢者人口の割合、いわゆる高齢化率は21.1%となっております。団塊ジュニアが全て高齢者となる令和22年、2040年には高齢者人口は14万5,139人になると推計され、そのときには高齢化率は25%になると見込まれます。

こういった高齢者を取り巻く状況下におきまして、施策15を構成する実行計画事業として、私どもは下記5事業を進めてまいりました。

1、認知症施策の推進。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるよう、認知症理解の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応に取り組みました。認知症ケアパスの作成の際には、本人やご家族の意見を盛り込んで、内容の充実を図りました。認知症サポーター養成については、区民や学校、企業などにおける講座開催により、認知症の理解を地域全体に広げ、認知症本人や家族のニーズに合わせた支援ができるよう、チームオレンジの育成にも取り組みました。

2に、地域の見守り体制の充実です。高齢者が孤立することなく安心して生活できるよう、安心おたっしや訪問やたすけあいネットワーク、緊急通報システムなど、多様な方法で重層的な見守り体制を強化してまいりました。

3、家族介護者支援の充実。高齢者を在宅で介護している家族等の負担軽減を図るとともに、介護者が安心して生活を継続できるよう、また多様化する高齢者とその介護者のニーズを把握し、様々な支援を行ってきました。

4、高齢者いきがい活動の充実。就労のため個別相談会の実施や、杉の樹大学でのスマートフォン関連講座の開催など、高齢者の社会参加を支援する取組を進めました。また、長寿応援ポイント事業やいきいきクラブへの助成を通して、高齢者の生きがいづくりや社会参加、地域貢献活動を支援しました。

最後に5、介護サービス基盤の整備。特別養護老人ホームをはじめ、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホームなどの高齢者施設について、需給予測等に基づく計画的な施設整備を進めました。また、介護人材の確保や定着支援、介護ロボット等の導入を進め、介護スタッフの負担軽減を図ってまいりました。

施策15の課題と分析について申し上げます。高齢者の日常生活支援や見守り等の取組は、施策評価シート上の成果指標(1)の要介護3以上で在宅介護サービスを受けている者の割合が72.6%となり、前の年度の72.3%から0.3ポイント増加し、在宅介護支援として機能しております。成果指標(2)のケア24で総合相談から認知症支援につないだ件数は7,292件と

なっておりますが、ケア24自体で受けました延べ相談件数は、前の年度の14万4,097件から14万5,445件と、対前年比として100.9%となっており、一定の役割を果たしております。高齢者のいきがい活動の充実等では、全体的にコロナ禍以前の活動量に回復せず、活動指標(3)長寿応援ポイント交換者数は延べ5,744人、これは目標値が7,000人、対目標値としては82.1%ですが、このような延べ人数となりました。成果指標(4)介護ロボット等の導入では、66事業者に事業周知を行い、事業者数2所、延べとしましては20事業者数で導入しました。今後もさらなる高齢化の進展を見据え、本施策を構成する事務事業について、時代の変化に応じた見直し・改善を図りながら、着実に実施していく必要があります。

施策15の成果といたしましては、在宅介護を支える取組として、日常生活の支援や家族介護者の支援、見守りサービスを展開しています。令和4年度はたすけあいネットワーク（地域の手）の全体連絡会を3年ぶりに対面形式で開催し、226名の参加がありました。パネルディスカッションを行い、住民同士のつながりを広げることで、高齢者の安心・安全な生活を進展させることについて理解を深めることができました。

認知症施策では、早期発見・早期対応の取組を継続するとともに、若年性認知症の相談支援体制の強化を図りました。また、認知症サポーター養成講座の開催、これは71回開催し、1,718人が養成されましたが、こういった取組、それからチームオレンジの育成、新規としては4チーム立ち上がりました。こういった支援によりまして、認知症の本人と共に、見守り、支え合う地域づくりを推進いたしました。

高齢者のいきがい活動においては、杉の樹大学のスマートフォン講座の応募が定員を上回るなど、各事業を通して、徐々にコロナ禍からの回復が見られました。高齢者施設の整備に当たっては、東京都及び区の補助金を活用した公募を行い、事業者からの相談、問合せは20件あったものの、応募には至りませんでした。また、区内の事業所の介護職員に対しましては、初心者研修等受講料の助成、これは助成対象者が105人でした。それから、区主催の研修、こちらは参加者が889人いらっしゃいました。こういったものを通してスキルの向上を支援しました。

施策15の今後の展望といたしましては、さらなる高齢化の進展に伴い、孤立しがちな単身高齢者及び高齢者のみ世帯や、認知症高齢者、介護等が必要な高齢者がいずれも増加すると見込まれます。地域の見守り体制、認知症施策、在宅介護の支援などの取組を実情に応じて充実・強化することが必要です。また、多くの元気な高齢者が健康な状態を可能な限り維持しつつ、いきがいを持って主体的に様々な活動をすることができるよう支援する

必要があります。このため、今後も既存の事業を着実に推進するとともに、今年度策定している、仮称ですが、高齢者施策推進計画の中で、中長期を見据えた今後の事業のあり方を検討・具体化していきます。

私からは以上です。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。

それでは、この分野を主としてご担当いただいております〇委員のほうから質問をお願いいたします。

〇〇委員 はい。質問にご回答くださりまして、どうもありがとうございました。

質問項目1番から進めたいと思います。施策の全体の評価シートということですが、今回拝見しまして、コロナ禍によって数値が非常に落ち込んでいてというものが大分ございました。そこで、そのようなものは令和元年の数値も示していただきたいということを書かせていただきましたが、それはぜひ来年以降ということでお返事を頂きましたので、お願いできればと思います。

コロナで物すごく減ったものがどこまで回復してきたのか、それとも、それを超えた施策として進んでいるか、数字を見るとときにその数値が必要かと思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。

それから、質問項目2番の整理番号143、老人ホームの入所についてですが、こちらのほうは特に、ご回答いただいたので、さらなるコメントはないところです。

質問項目3番ですが、整理番号147高齢者保健福祉施策の推進ですが、こちらでは、介護ロボットを2か所で、各100万円という上限までの助成を行っているということなのですが、こちらは、どういう内容であったのかということについて教えていただければと思います。私のほうも質問で、効果に関しては聞いたのですが、具体的な内容が何であって効果が何だったか、少し加筆してお願いをいたします。

〇高齢者施策課長 昨年度、2か所に、介護ロボット導入助成を行いました。中身としては、1か所には、高齢者が、座ったまま入浴ができるという、通常の浴槽だとなかなか浴槽に入れられない方がいるので、座ったままシャワーが出るなど、そういう形のものが入っています。あともう一つは、見守り支援のベッドのシステムということで、動くセンサーが反応して、介護者が見ていなくても、センサーが反応して、介護者はその段階で行ってということで、そういう意味で負担の軽減になる。そういうようなものを導入しております。

〇〇委員 分かりました。つまり、拘束はされていच्छゃらないけれど、センサーで見守りができるということなのですね。

〇高齢者施策課長 そうですね。

〇〇委員 はい。そして、三つ目の③の質問が、東京都の助成事業との関連で、コメントのほうにもすみ分けをというふうに書かれていたのですけれど、ご回答いただいた内容を拝見していて、これ、どのようなすみ分けを想定しながら進めていこうと考えているのか。いま一つ意図が見えなかったので、もう少し説明していただければと思います。

〇高齢者施策課長 はい。今、東京都のほうでも、介護ロボットなどのICT機器の助成のほうは行っています。こちらもありますように、補助率は10分の10ではなくて、物によって上限金額と、それから補助率のほうが定められています。また、ICT機器には、いわゆる色々な補助的、事務なども行ったりする、いわゆるICT機器というのを入れることによって、直接介護以外の部分での負担軽減にもつながるということ、こういうのが規模が、補助額なども大きなものとなっています。

区の場合は10分の10の補助という形で、例えば特別養護老人ホームだけではなくて、規模の小さいいわゆるグループホームですとか、東京都も対象にはしてはいるのですけれども、規模の小さいところだと、補助率10分の10でないと入れられなかったりとか、そういうようなところも含めて、今、すみ分けはしているということなんです。

〇〇委員 はい。補助額が10分の10であるというところが、申請できるところが広がっていくということなのでしょうか。

〇高齢者施策課長 そうですね。

〇〇委員 はい。ありがとうございます。

それから、今、ICT機器ということが出ましたけれど、ICT機器はやはり介護の補助に非常に役に立つんだ、情報共有に役に立つということを認識し始めているところなんですけれど、区の中でそういうような、地域のICT機器の共有とか、そういうことについては、いかがでしょうか、お考え、検討されたりとかということはあるようでしょうか。

〇高齢者施策課長 地域のICTというのは、ちょっと……

〇〇委員 はい。地域の機関間で、地域で生活している方のために、ホームヘルプサービスとショートステイとケアマネジャーと、というような機関間のICTということでは、いかがでしょうか。要するに助成、言ってみたら助成対象が、助成するほうが、一つの機関では、一つの施設ではないということかと思うのですが、そのようなものは要件には含

まれていないのですか。

○高齢者施策課長 そうですね。今現在そういうことに関しては、区の補助には入ってはいないですね。今、補助対象にしているのは、いわゆる先ほど移乗支援とか、排せつの支援とか、先ほどのありました見守りですとか、あるいは入浴の支援とか、そういうものを対象にはしています。

介護ロボットに関しては、この間もいろいろ特養の施設長会など、いろんなところから支援の拡充などの要望などが上がっていますので、どういうものを求めているかとか、ミスマッチがあってもいけないので、少し意見なども聞きながら、よりよい、と助成の制度の在り方を考えていきたいとは考えています。

○○委員 はい。ありがとうございます。恐らく地域で生活している高齢者にとって、有用だと、もし要望が出ているのであれば、また再検討していただけるということで了解いたしました。

それから、その次が5番目、シルバー人材センター、整理番号152になります。先ほどもシルバー人材センターの話題になりましたけれど、33%の方は仕事がないということで、それはミスマッチによるということなのですが、ほかのところにも60歳代が少なくなってきたということも書かれていました。具体的にそのミスマッチとは、どういうところにあつて、それに対してどんな取組を考えていらっしゃるのかということについて、教えてくださいませんか。

○高齢者施策課長 はい。まずミスマッチというところですが、やはりシルバーの会員の方は、できるだけ自分の住んでいるエリアの近くのところで受注があれば仕事をするということ、また、シルバー会員の方も、こういう仕事をやりたいという、希望があります。その希望する仕事で、かつそのエリアで、というようなところの受注がないとそれを受けることができないというところもありますので、そういうような意味で、希望の中身とミスマッチが起きているというところはあると思います。

取組というところですが、シルバー人材センターのほうでも、会員を増やすというような取組の中で、入会に当たって希望などをいろいろ聞きながらというように取り組んでいるほか、いろいろな職種の研修、そういうところも含めてやっていく中で、少しでもそういう幅を広げたりとか、そこのエリアで働ける、いろんな職種がありますので、そういうようなものを増やしていくということの取組をやっていく必要はあると考えています。

○○委員 はい。ありがとうございます。シルバー人材センター、去年取り上げたでしょ

うか、こちらのほうで拝見させていただいたことがありましたけれど、そうすると、シルバー人材センターと区との関係、役割分担というところで言うと、どういう希望が多いかと。そして、このような希望、例えば、書字とか、デスクワークに近いものであるとかが希望は多いけれど仕事が少ないとか、何かそのようなことなのかなとイメージしながらだったんですけど、その辺の分析はシルバー人材センターがして、そして、それに関して、地域の中での仕事の発掘について区のほうで支援をするというようなことになるんでしょうか。区としては何をするのが、分担というところでは課題なのかということについて、教えていただければ。

○高齢者施策課長 基本的にはシルバー人材センターは独立の法人になりますので、その運営や会員の確保、仕事の開拓とか、そういうところは基本的にはシルバー人材センターで行っています。もちろん区としては、必要などころでの補助金を出しているほか、例えば区のロビーとかでいろいろ、物を売ったりとか。ロビーの展示をして、シルバー人材センターの周知とか、そういういわゆる側面的なところを、区としては取り組んでいるところでもあります。

○○委員 はい。ありがとうございます。そうすると、あまりそのものについては人材センターがメインでというようなことで、区のほうとしては、区の中にある職務、業務の中で、人材センターに依頼できるものを依頼することであるとか周知することだとかということが担当になるということですね。

○高齢者施策課長 そうですね。もちろん、区の様々な所管でやっている事業についても、シルバー人材センターで請け負っているものもありますので、そういうところも含めてということになるかと思います。

○○委員 分かりました。ありがとうございます。33.2%が未就労というのが、3分の1の人は仕事を得られないというところで、改善が必要なのかなと思ったところで質問いたしました。

それから質問項目2番は、私のほうで違う解釈をしていたということが分かりましたが、5,809件というのは契約数なので、この5,809件がまた何十件もの依頼をしているというような、依頼というか仕事を、頭数で言うと仕事を出しているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○高齢者施策課長 そうですね。1件の契約について、例えば学校のいわゆる交通指導をやらなければ、1件で1人が行くわけではなくて、複数の人が行きますので、それを1日や

れば何人という形で、そういう出勤をして、それが毎日続きます。

〇〇委員 ああ、そういうことですね。

〇高齢者施策課長 それで毎日というか、そこはローテーションで出勤をしてという形になりますので、そうやっていくと、人数は、延べ数も含めて、実数も含めてですけども、増えるという形になります。

〇〇委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

そして、会員の1人当たりの年間就業日数が107日ということで、そうすると、3日に一度は人材センターの仕事をしているというのが平均的ということになりますが、一番多い回数というのは何回ぐらいでしょうか。

〇高齢者施策課長 はい。このシルバー人材センターの基本的な考え方が、週20時間を超えないとか、いわゆる短期とか、ガイドラインが国のほうでもあります。一番多い人がどれぐらいというのは、こちらでは把握はしていないのですが、ガイドラインからいくと、大体、月80時間ぐらいというのが一応目安というようなどころにはなっております。

〇〇委員 はい。ありがとうございます。お元気で、70歳を超えていらっしゃるって、しかし、地域で仕事を、何らかの形で貢献というか仕事をしたいという方のものと理解していますので、希望した方にはできれば仕事があるといいなと思うところでした。

それから、5番目の介護保険事業者の指定及び指導、整理番号154になりますが、こちらのほうは説明をしていただいた内容で了解いたしました。①番、②番について、了解いたしました。③番についてもそうです。

それで、整理番号155に、介護保険事業者支援の研修開催で、法改正に伴う研修をしているということも書かれておりましたけれど、虐待防止法であるとか認知症に関する新しい法律、新法であるとか、法改正に伴う研修を行っているというふうに書かれていたところがあったかと思います。そうすると、その効果測定というのは、どちらであるのいいか分からないのですけれど、研修を行ったことによって、その部分での指導の回数というんでしょうか、件数が減ってきたかどうかというようなところで、効果の測定ができたらいいと思いました。逆に言うと、研修の効果がどの程度こちらのほうに表れているのかということなのですが、その辺については何かコメントがありますでしょうか。

〇介護保険課長 今のところ効果の件数というのはちょっと分からない状況です。

ただ、よりよいことをやっていくために研修は非常に重要と考えております。

〇〇委員 重要ということですね。ありがとうございます。出た群と出なかった群と、と

かで違いは出ているのだろうかというふうにも思ったところでした。ありがとうございます。

それから高齢者援護の整理番号159ですが、この権利擁護・成年後見の問題というのは、今21%の高齢化率が25%になってきて、後期高齢者の方が増えてくると、とても重要な問題になってくるというふうに考えています。一番最初に説明がありましたように、区というのは、まず区民全体を対象にしての施策ということを考えていくというのは一番だと思うのですが、その一方で、権利擁護に関しては市区町村の役割がとても大きくクローズアップされているところでもあって、人数としては多くない、対象者としては多くないかもしれないですが、そこがきちんとフォローできるかどうかということが、後期高齢者、認知症であるとか権利擁護が必要な方たちが多くなってくるところで、とても大きなことになってくるんじゃないのかと思っています。

そのように認識している中で、質問項目6番の高齢者援護ということですが、ここでは説明を頂きまして、成果指標に権利擁護・成年後見に関する支援件数がありますが、どれぐらいの方たちに区長が代わって申立てを行っているのか教えてください。

それから2番目、親族ではなくて、ケアマネジャーや地域包括の職員から相談があるということですが、これについては、業務検討に際してパーセンテージがあるというふうな思いなのですが、お手元では、そのような割合というのはご了解されていらっしゃるようかどうかということをお伺いしたいと思います。相談の内容と、それからどこから相談が来ているのかということです。

○高齢者在宅支援課長 成年後見の区長申立ての件数ですが、令和4年度は39件になります。年々上がってきています。令和2年度は31件、令和3年度は35件というような形で、今後もますます件数が上がっていく見込みです。

それから、どういったところからの相談が来ているかについては、こちらのほうで、把握はしていませんが、今後こういった、どういったところからというようなことについても、検討していければと思います。ただ、高齢者の援護の相談種別ということで、例えばやむを得ない措置、あるいは、どういった相談援護の種別か、そういった内訳等はカウントはしてはいますが、どういったところ、ご職業の方やご家族、そういったところからのご相談があったかということについては、現時点ではちょっと取りまとめがございません。

○○委員 はい。どうもありがとうございます。21%は、まだ日本の中では少ないほうだ

と思うんですね。今後大きな課題なのかなというふうに思っています。

それから、今、成年後見のことを随分お話をさせていただいているのですが、成年後見制度は、今回この一覧表の中には、特にここが中心であって、ほか、見当たらなかったように思うんですけど、この中に業務としては含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○高齢者在宅支援課長 そのようにお考えいただいて差し支えないです。

○○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

そういたしましたら、成年後見の助成制度というのを、国が旗振りをして、各地方自治体で行っていると思います。ホームページも拝見させていただいたら、それはあるということだったので、お伺いというか提案かもしれないです。もしここに含まれるようでしたら、その助成制度がどれぐらいの件数あったかということは、指標の中に含まれるといいのではないかと思ったところです。もしよろしければ、現時点での助成を使っている方の人数などが分かれば、教えていただければと思います。つまり、成年後見をするには費用が必要だということですね、後見人にお金を払わなくてはいけないということで。それに対して、それができないから成年後見ができないということがないように、助成をということかと思えます。

○高齢者在宅支援課長 はい。お答えいたします。そうですね、私ども、例えば施設に入る方に対して、成年後見制度はお手続のお手伝い等はしていますが、具体的な助成制度、お金に関する支出などにつきましては、保健福祉部管理課の成年後見の担当者が担当してございます。必要でしたら、後ほど保健福祉部管理課のほうに問合せをいたしまして、昨年度等につきまして、何件ぐらいそういった助成を使っているか、金額等についても分かる範囲での回答をいたしますので、ちょっとご猶予を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

○○委員 はい。どうもありがとうございます。

そうですね、成年後見、お金がかかるんでしょう、だったらできないよというふうなことで、本来だったら必要な人が活用できないということがないようにすることは、恐らく区としても考えていらっしゃるかと思いますし、それに対する取組について教えていただければと思ったところでした。

それから、また同じ相談に関してになりますけれど、この整理番号159の将来の、令和6年の方針について、緊急一時保護については書かれているのですが、もしこの今まで話題

にしてきたような相談に関して方針があるようでしたら、教えていただければと思うところ
ろです。

○高齢者在宅支援課長 そうですね。右肩上がりであろうことは予想されるのですが。

○○委員 そうですよ。

○高齢者在宅支援課長 具体的に、お困りの方からご相談を頂戴した上で対応しているとい
うのが現状でございます。ただ、やはりお困りになる、それは例えば施設に入られる、
あるいは認知症で、多額のご資産をお持ちなのにかかわらず、誰もそれを責任持って管理
する人がいない、そういった方に対しましては、諸機関と連携を取りながら、成年後見人
を区長申立てによって選任していく。そういった施策を責任を持って果たしていきたいと
今後も考えております。

○○委員 はい。ありがとうございます。これらのことに関しては、区の中に何らかの協
議会のようなものというのをおありなのですか。

○高齢者在宅支援課長 そうですね。成年後見に関する協議会というものは、保健福祉部
管理課のほうで持っております。

○○委員 あ、やはりそちらになるんですね。承知いたしました。

それから、質問項目7番が認知症ケアのほうで、こちらのほうは了解いたしました。チ
ームオレンジがどのような取組をしているかということで、交流会だとか勉強会だとかウ
ォーキング活動だとかという、ご本人と周りの方たちが一緒になって何らかの活動をして
いくというふうな理解をしたのですけれど、もう少し、もしよければ、趣旨などについて、
誤解もあるかもしれません。教えていただければ。

○地域包括ケア推進担当課長 そうですね、今般、令和5年6月にいわゆる認知症基本法案
が交付されたのに伴いまして、今後、認知症のご本人、それから取り巻くご家族につつま
しては、認知症予防や医療の観点からではなく、認知症はもうどんどん進んでいくものだ
とすれば、もう認知症の方がそのまま住み慣れた地域での生活が続けられるよう共生する
社会を目指すという、そういったことの考え方にのっとり、杉並区でも共生社会を目指
した施策に取り組もうということを考えております。

先ほども施策の説明のところ少し触れましたとおり、認知症ケアパスというものを杉
並区では作成しておりまして、その認知症ケアパスにつきましては、ご本人とそれからご
家族のお考えや活動の内容などを盛り込んだものにしていっております。例えば表紙など
に認知症の方が撮った写真を活用したり、あと認知症の方がこういったところで活動して

いるというマップなどにも意見を取り入れたり、認知症の方が進んで参加していただいている内容になっておりまして、今後もこういったケアパスの作成につきましては、ご本人それからご家族の方の意見をどんどん取り入れて、バージョンアップしていくように考えております。

あとは、介護者の会などを通じまして、認知症の方が、ご家族それから一緒に活動してくださる方と一緒に、カフェや、それからウォーキングなどのいろいろな活動ができる場、そういったものを整えていく、そういった活動なども行っております。

〇〇委員 はい。どうもありがとうございます。場を整えていくということが一つあるということが了解できました。もしよろしければ、そのようなことも、もっと将来的かもしれないのですけれど、書き加えていただけるといいかと思いました。ありがとうございます。

それから、認知症予防診断についても了解いたしました。特に、発送したからといって全てを回収するわけではない事業であって、それを見て、自分でチェックをして、行こうというふうに、モチベーションになったらいいということで、120の方が実際に受診をしたという、そういう理解をしました。

それから都市型軽費老人ホームですが、こちらのほうも了解をいたしました。これまでのプランの中で充足しつつあるので、目標値が減ってきたということで理解しましたが、ただ、先ほど、20%が25%になりということであったりとか、区長後見が増えていたりとか、申立てが増えていたりとかということを見ると、本当にこの数値でいいのだろうかということ、計画というよりも将来的な人口の割合を基本としながら、そのような数値から出していくということ、改めで行う必要があるのかなというふうに、先ほどの話を聞いてまたさらに思ったところなのですが、この辺りはいかがでしょうか。目標値を少なくしているというのは、計画の中で充足していたからこのように目標値が少なくなったという文脈でのコメントを頂いたというふうに理解をしたところですが、将来的な、また高齢者が増えてくるということ、考えたところでどのように考えるかということをお聞かせいただければと思います。

〇高齢者施策課長 都市型軽費老人ホームについては、結構利用者の方、入所者も多いということ。これから高齢者の数が増えていくと。そういう中で、体の機能が衰えた方が入所する一つの選択肢というところで、この都市型軽費老人ホームは必要な施設と考えています。

この今の計画のその前の段階のときも、やはり段階的に公募をして事業者を増やしていきたいということで、都市型は、定員20名というところで、毎年1所ずつということで60、80、100ということで、もともとは計画していました。ただ、これは、公募するのですけれども、土地とか、場所をなかなか探すというところも難しいというところで、公募期間に応募がない。また、審査をして、それから事務的な手続をやって、それから建設ということになるので、その年に応募がないと、実際に建つまで2年ぐらいかかるという中で、その計画期間の中で数として入れたいのですけれども、そこで応募がなければ増やせないの、そういうような意味で、この目標値は現実的な数として60、要するに1か所だけ増える予定があったので、目標値が40から60になっているというのが現状です。

我々としては、そういう公募をして、多くの事業者様に手を挙げていただいて、段階的にではありますけど、増やしていきたいという考えはあります。今後そういう需要とかを見ながら目標の設定はしていくのですけれども、公募から整備までの期間のこととか、そういうことを考えていくと、この3年間のいわゆる実行計画の計画期間の中では現実的にできないので、現実的な目標を設定していると、そういうような状況です。

〇〇委員 はい、分かりました。ありがとうございます。中長期で言うともうそうではないと言うと語弊があるかもしれませんが。

〇〇高齢者施策課長 そうですね。中長期的に言えば、増やしていきたいというところがあるので、数としては、今後も整備できるのであればやっていきたいという、そういう考えは持っています。

〇〇委員 はい。ありがとうございます。

私のほうからは以上です。よろしく申し上げます。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。非常に、金額的にも事業的にも数が多いので、質問がある方は多いと思うのですが、あんまり時間はないのですが、どなたからでも。

どうぞ。

〇〇委員 いいですか。簡単なところなのですが、整理番号147の高齢者保健福祉施策の推進の事業目的と事業内容の記載の中に、それぞれの一番最後の丸に、課内の管理事務費を適切に執行するとか、その内容として、やはり一番最後のところに同じようなことが書いてありますが、そもそも目的として記載すべき内容なのかどうかというところに非常に疑問があります。当たり前の話ですし、事業目的を達成するために管理事務費を適切に執行するということが当然なされているはずのところ、ここに書くべき内容ではな

いのではないかというのが1点です。

それと、ちょっと簡単なところなので、整理番号148の介護老人福祉施設運営助成のところですけども、これ、活動指標が、運営法人って、これは二つしかないわけですよ。だからその二つに対して補助をしているということなので、ずっと数字が2になっていると。それから成果指標のほうも、これは東京都の補助金と同額補助をするということですね。

○高齢者施策課長 上井草園に関してはもともと区立の特養だったということで、東京都からの補助がない。そういう中で、ここも、今は民間の事業者がやっているのですが、東京都の補助がないので、東京都から、ほかの特養では補助として出ている金額と同額ものを区から出していると。そういう意味です。

○○委員 なるほど。そういう意味ですね。分かりました。いずれにしても、ここも数字がずっと100%で、結局数字として変わらないものを指標として位置づけていることの意味がどこにあるのかというところを、ちょっと問題視したところなんですね。なので、運営基盤をしっかりとしたものにする助けをするということであれば、運営経費に対してどれぐらいの補助ができていいのかとか、成果指標として、それによってサービスが維持されて、どれだけ利用者の満足につながっているのかとか、そういったところを見ていただかないと、この変わらない数字を上げていても意味がないんじゃないかなと思ったところですよ。

あと最後、もう1点だけよろしいですか。

○○会長 はい。

○○委員 ゆうゆう館については、この施策評価シートの2、この施策を構成する事務事業として列記をされている中で、整理番号164番とか217番、ゆうゆう館の運営とか維持管理については、施策から見た事業の方向性としては、縮小（廃止）というふうに書いてありますけれども、これはあれですかね、整理番号164の評価シートを見たほうがいいんですかね。令和4年度評価・分析、方向性・改善策という、裏面のところにあるように、区立の施設再編整備計画では、もうコミふらのほうに統合していくという方針が打ち出されているので、今後はゆうゆう館については廃止という、そういう表記になっているということですか。

○高齢者施策課長 こちらについてですけども、廃止という記載をしてはいるんですけども、確かに現在の施設再編整備計画では、段階的に、ゆうゆう館に関しては、施設の

改修とか改築の際にはコミふらにするというような方針は出ていました。ただ、今、ちょうど……

〇〇委員 一旦休止ということですね。

〇高齢者施策課長 新しい計画の策定に向けてパブコメなどもやっているところですが、その中では、今後取り組む施策に関しては、地域ごとに、この施設だけではなく周辺施設などもやはり老朽化をしていたりというところで様々な課題があるので、地域の人たちと、ここの施設をゆうゆう館として残すのかとかコミふらとしていくのかとか、一応そのようなところも地域で話し合っただけで決めていこうというような方針というか、新たな案で今パブコメをしているところです。

そういう中で、今後そういう話合いの中で、コミふらになるというふうになれば縮小していくということにもなるし、あと、この間、ちょうど今回計画が切り替わる中で、もう既に進めている、今からは止められないような地域もありますので、そういうようなところはやはり減っていくので、そういうことで考えていくと、数としては減っていくと。ただ、全てが廃止になるかというところは、今後のそういう地域の中での話合いとか、そういうところで変わってくるかなとは思っています。

〇〇委員 はい。そういう状況であれば、この「縮小（廃止）」と書いてしまって、それを見せてしまっているのかというところが非常に気になったんですよね。もう廃止されるということが前提になってしまっているような印象を区民に与えてしまうので、そこが気になった点です。

〇〇会長 ほか、どうしてもという方はおられますか。

どうぞ。

〇〇委員 1点だけ。今のところに関連するんですけども、ゆうゆう館が縮小されるということがあって、それで、今後の施策の方向性のところ、今後の進め方に関して、中長期的に見たら拡充というのは妥当だと思うんですけども、今おっしゃったようなゆうゆう館の縮小、それによって予算もやはり少なくなってくるわけですよね。そこに関して、例えば令和6年度に見た場合には、もしかしたらとんとんになって現状維持かもしれない状況になるのかなというふうに思ったんです。この縮小（廃止）というのを見たときに。

もしそうであるならば、そうした廃止（縮小）の予算、そういった部分と相殺して、令和6年度としては現状維持で見ていくが、今後の方向性としては、特に介護支援策というところが大きくなっていくと思うので、予算の方向性としては拡充という方向でやってい

く、といった説明があると、事務事業の評価とのリンク、方向性とのリンクもできてくる。現状では、縮小があるのに拡充となっているので、その縮小がどういう状況なのかというのも、今お話しされたようなコミふらの方に変わっていて、今検討中だというようなことも含めて今後の進め方の中で説明をされると、今後の方向性、進め方が分かりやすくなるのかなと思いました。

以上です。

○高齢者施策課長 今のところで、ここで縮小と書いたのは、ここにも記載しているんですが、今後話し合っ決めていく部分もあるんですが、既にもう取組を進めていて、もう止めることはできないといいますか、ゆうゆう館からコミふらに変わっていくともう決まっているところも幾つかあるんですね。そういうところが来年度、ここにも記載した2か所、現時点でなくなるというところは方針として出ているので、そうすると、そういう管理の経費といいますか、委託の経費とか、そういう部分も減るので、そういう意味で、額という意味では縮小というふうな記載をしたというところですよ。

○○会長 はい。ほかにもあるのですが、時間が来ましたので、また事務局を通じて補足質問はしていただければと思います。

どうも、今日のご多忙の中、施策15についてヒアリングをご対応いただきまして、誠にありがとうございました。

○○委員 ありがとうございました。

(施策15：所管課職員退室)

○○会長 事務局のほうから説明をお願いいたします。

○区政経営改革担当課長 はい。事務局からです。

まず、傍聴者につきましては、ホームページに傍聴ができる旨のお知らせを掲載するとともに、区内の全大学にも、お知らせいたしましたが、本日は、傍聴者はおりませんでした。

次に、報告です。今、お配りしている資料ですが、今年度第1回るとき、3年度の評価に対する4年度の対処結果をホームページに掲載したらどうかというご意見がありました。第1回にご報告させていただいた内容と同じですが、現在、お配りした資料のような形で、区民に分かりやすい形にして、ホームページに掲載する準備を進めております。

次に事務連絡です。今回は、あさって11月9日の木曜日になります。今日と同じ場所に9時にお集まりいただいて、車で高井戸の三井の森に移動して視察、その後にヒアリングと

いう形になりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

〇〇会長 はい。

それでは、本日の第3回目の議題は全て終了いたしましたので、これで終わりにしたい
と思います。どうもお疲れさまでした。